

新潟県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する訓令

新潟県後期高齢者医療広域連合職員服務規程（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第15条第4項中「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、「所属課長」の次「を經由して、広域連合長」を加え、同条第5項中「を受けている職員にあっては所属課長を經由して、広域連合長に、部分休業の承認を受けている職員にあっては所属課長」「又は部分休業の承認を受けている職員にあっては、所属課長を經由して、広域連合長」改める。

様式第13号を次のように改める。

部 分 休 業 簿

申出対象期間	年度
--------	----

請求者	所属	職	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ①第 1 号部分休業（1 日につき 2 時間を超えない範囲内） ②第 2 号部分休業（1 年につき人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内）
	月 日		

3 変更（第 1 回目）	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	所属 課長	(決裁)
	月 日					

3 変更（第 2 回目）	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	所属 課長	(決裁)
	月 日					

4 備 考	
-------	--

注 1 請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等（写しでも可）、養子縁組の場合は戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）等、育児休業法第 2 条第 1 項の規定により子に含まれるものとされる者については、それを証する書類）を添付すること。

注 2 第 1 号部分休業の承認の請求の場合は第 2 面、第 2 号部分休業の承認の請求の場合は第 4 面を用いること。

注 3 第 1 号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第 3 面に記入すること。

年度

整理 番号	部分休業の承認の請求をする期間			請求月日	請求者 の印	承認の 可否	所属課長 の決裁	備 考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間					
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				

年度

整理 番号	部分休業の承認の取消の期間		請求者 の印	承認の 可否	所属課長 の決裁	備 考
	月 日	時 間				
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで				
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで				
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで				
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで				
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで				
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで				
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで				
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで				
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで				
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで				

年度

整理 番号	部分休業の承認の取消の期間		請求時間数	残時間数	請求月日	請求者の印	承認の 可否	所属課長 の決裁	備 考
	月 日	時 間							
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員服務規程
新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員服務規程 平成19年3月1日 訓令第5号 (休日の代休日の指定) 第8条 勤務時間条例第11条の規定による代休日の指定は、勤務時間規則の定めるところにより指定権者が行う。 2 (略) (育児休業等) 第15条 (略) 2・3 (略) 4 育児休業規則第12条第1項に規定する部分休業簿_____は、様式第13号によるものとし、所属課長を経由して、広域連合長に提出しなければならない。 5 育児休業規則第5条第2項に規定する養育状況変更届は、様式第14号によるものとし、育児休業の承認又は部分休業の承認を受けている職員にあっては、所属課長を経由して、広域連合長_____に提出しなければならない。	新潟県後期高齢者医療広域連合職員服務規程 平成19年3月1日 訓令第5号 (休日の代休日の指定) 第8条 勤務時間条例第10条の規定による代休日の指定は、勤務時間規則の定めるところにより指定権者が行う。 2 (略) (育児休業等) 第15条 (略) 2・3 (略) 4 育児休業規則第12条第1項に規定する部分休業承認請求書は、様式第13号によるものとし、所属課長_____に提出しなければならない。 5 育児休業規則第5条第2項に規定する養育状況変更届は、様式第14号によるものとし、育児休業の承認を受けている職員にあっては所属課長を経由して、広域連合長に、部分休業の承認を受けている職員にあっては所属課長に提出しなければならない。

部分休業簿

単出対象期間	年度
請求者	所屬 職 氏名
1. 請求に係る子	氏名 生年月日 年 月 日
2. 単出	申出の内容 ①又は②を記入 申出年月日 年 月 日
3. 変更（第1回目）	変更後の内容 ①又は②を記入 変更年月日 年 月 日
3. 変更（第2回目）	変更後の内容 ①又は②を記入 変更年月日 年 月 日
4. 備考	

※単出の内容（変更後の内容も共通）
 ①第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ②第2号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ③第3号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ④第4号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑤第5号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑥第6号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑦第7号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑧第8号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑨第9号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑩第10号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑪第11号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑫第12号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑬第13号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑭第14号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑮第15号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑯第16号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑰第17号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑱第18号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑲第19号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ⑳第20号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉑第21号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉒第22号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉓第23号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉔第24号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉕第25号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉖第26号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉗第27号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉘第28号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉙第29号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉚第30号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉛第31号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉜第32号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉝第33号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉞第34号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㉟第35号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊱第36号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊲第37号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊳第38号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊴第39号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊵第40号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊶第41号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊷第42号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊸第43号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊹第44号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊺第45号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊻第46号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊼第47号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊽第48号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊾第49号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）
 ㊿第50号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）

注1. 請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（係長又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明欄、軍公署が発行する出生届出済証明書（写し）等）、養子縁組の場合は戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）等、育児休業法第15条第1項の規定により子に生まれるものとされる者については、それを証明する書類を添付すること。
 注2. 第1号部分休業の種類の選択の場合は第2項、第2号部分休業の種類の選択の場合は第4項を用いること。
 注3. 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

旧

様式第13号（第15条関係）

部分休業承認請求書

年 月 日

所属課長 様

職名・氏名 〇

地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業の承認を請求します。

請求に係る子	氏 名
	続 柄
	生 年 月 日 年 月 日
託児の 態 様	☐ 託児施設（ ） ☐ その他（ ） （託児時間： 時 分～ 時 分） （託児時間： 時 分～ 時 分）
	通勤時間 時間 分（託児先を経由する時間を含む。）
請求期間 及び時間	期 間 時 間 年 月 日から 年 月 日まで ☐ 毎日 ☐ その他（ ） 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分 年 月 日から 年 月 日まで ☐ 毎日 ☐ その他（ ） 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
備 考	
(注) 1. 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し等のいずれか）を添付すること。 2. 部分休業の承認が職員の申請に基づき取り消された場合は、その旨を表面に記入すること。	
※ 所属課長記入欄	
受理年月日	年 月 日 決裁年月日 年 月 日
決 裁 欄	☐ 承 認 ☐ 不承認

(第2面)

新

旧[illegible]

新										旧										
第1号部分休業の承認の取消の場合																				
年度																				
部分休業の承認の取消の期間																				
整理番号	月 日			時 分			特例者の氏名	承認の取消	所属部署の氏名	備考										
1	月	日から	月 日まで	時	分から	時 分まで														
2	月	日から	月 日まで	時	分から	時 分まで														
3	月	日から	月 日まで	時	分から	時 分まで														
4	月	日から	月 日まで	時	分から	時 分まで														
5	月	日から	月 日まで	時	分から	時 分まで														
6	月	日から	月 日まで	時	分から	時 分まで														
7	月	日から	月 日まで	時	分から	時 分まで														
8	月	日から	月 日まで	時	分から	時 分まで														
9	月	日から	月 日まで	時	分から	時 分まで														
10	月	日から	月 日まで	時	分から	時 分まで														

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。